

●香川県告示第486号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成24年10月12日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

三豊市高瀬町下勝間2373番地1

三豊市長 横山 忠始

(2) 事業場の所在地及び名称

三豊市三野町大字大見乙字天道74番地

生涯学習研修施設ふれあいパークみの

(3) 特定施設に関する事項

設置しようとする特定施設

種	類	旅館業の用に供する洗濯施設	
能	力	洗濯容量7kg/回 5基	
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後	
	工事完成予定年月日	工事着手後1箇月	
	使用開始予定年月日	完成後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		断続24時間使用	
排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	5	10
	化学的酸素要求量 (mg/L)	15	25
	浮遊物質量 (mg/L)	10	20
	窒素含有量 (mg/L)	25	30
	りん含有量 (mg/L)	3	4
排出される汚水等の量 (m ³ /日)		(5基) 1	(5基) 2

変更しようとする特定施設

種	類	旅館業の用に供するちゅう房施設	
能	力	(変更前) 750食/日 (変更後) 700食/日	
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後	
	工事完成予定年月日	工事着手後1箇月	
	使用開始予定年月日	完成後	
使用時間間隔及び1日当たりの		断続4時間使用	

使用時間			
排出される汚水等の汚染状態	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	6.0~8.0	5.0~9.0
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	300	450
	化学的酸素要求量 (mg/L)	220	320
	浮遊物質量 (mg/L)	300	450
	窒素含有量 (mg/L)	25	30
	りん含有量 (mg/L)	3	4
	排出される汚水等の量 (m ³ /日)	(変更前) 15 (変更後) 14	(変更前) 18 (変更後) 16

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更無

(5) 排出水の汚染状態及び量

区分		第 1 排水口	
排出水の汚染状態	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	5	10
	化学的酸素要求量 (mg/L)	15	25
	浮遊物質量 (mg/L)	10	20
	窒素含有量 (mg/L)	25	30
	りん含有量 (mg/L)	3	4
	ふっ素含有量 (mg/L)	0.1未満	0.1未満
	ほう素含有量 (mg/L)	0.1	0.1
	大腸菌群数 (個/cm ³)	2,000	3,000
排出水の量 (m ³ /日)	120	150	

他に排水口が3箇所（うち雨水専用2箇所）ある。

(備考) 特定施設の設置に伴い、排出水の量が増加するものの、既設特定施設（ちゅう房施設）の一部を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に変更はない。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成24年10月12日から同年11月2日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課
三豊市市民部環境衛生課